

本号に基づく道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油施設等である建築物又は第一種特定工作物については、申請の内容が、法第 33 条の基準及び次の要件に該当するものであること。

1 位置等

- (1) 高速自動車国道、一般国道、県、市道等のうち道路幅員が 7 メートル以上、かつ、12 時間に 5,000 台以上の通過交通量がある道路の沿線であること。
- (2) 現在及び将来の土地利用上支障のない区域であること。

2 各施設の基準

(1) 道路管理施設

- ア 道路管理者が自ら設置する施設であること。
- イ 当該道路の維持、修繕その他の管理を行うための施設であること。

(2) 休憩所

- ア 開発区域の面積は、1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル以下とする。ただし、土地の形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 運転者等が駐車して休息できる駐車場が十分あること。
- ウ 運転者等が終日利用できる便所が設置されていること。
- エ 主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売りする店舗（いわゆるコンビニエンスストア）で、終日又は長時間営業（14 時間以上）を行うものであること。
- オ 開発区域は第 1 項第 1 号に掲げる道路に 30 メートル以上接し、一般の交通に支障とならない位置に有効幅員 5 メートル以上の車両用出入口を 2 箇所設けること。ただし、道路管理者との協議により、車両用出入口を 2 箇所設けることができない場合は、有効幅員 6 メートル以上の車両用出入口を 1 箇所設けた場合はこの限りでない。
- カ 建築物は、平屋で床面積 200 平方メートル以下とする。なお、別棟の倉庫、便所その他これらに類する附属建築物で合計床面積 10 平方メートル以下のものは上記「床面積 200 平方メートル」に含めない。

(3) 給油所等（ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド等）

- ア 開発区域の面積は 1,000 平方メートル以上とすること。
- イ 開発区域は第 1 項第 1 号に掲げる道路に 30 メートル以上接し、一般の交通に支障とならない位置に有効幅員 5 メートル以上の車両用出入口を 2 箇所設けること。ただし、道路管理者との協議により、車両用出入口を 2 箇所設けることができない場合は、有効幅員 6 メートル以上の車両用出入口を 1 箇所設けるものとする。
- ウ 建築物は平屋とする。
- エ 事業所設置について認可の見込みがあるもの。
- オ 自動車等の軽易な修理工場を併設する場合には、当該部分の床面積を 75 平方メートル以下とすること。
- カ ガソリン、軽油以外の燃料を使用する環境対応車のエネルギー充填スタンドが単独で立地するときは、上記ア及びイについて緩和することができる。

3 その他

- (1) 当該施設に管理住宅は含まないものとする。
- (2) 自己の業務の用に供するものとする。